

上天草市病院事業工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領
制定 平成24年3月8日病院事業管理者決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、上天草市病院事業が発注する建設工事、調査、測量及び設計等（以下「病院事業工事等」という。）の請負及び委託契約の適正な履行を確保するため、競争入札参加者の資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に指名停止処分に該当する行為があった場合の上天草市病院事業の措置について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 指名停止等の措置については、上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領（平成16年上天草市告示第94号）第2条から第8条の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「病院事業管理者」と、「上天草市契約規則（平成16年上天草市規則第36号）」とあるのは「上天草市病院事業契約規程（平成24年病院事業管理規程第1号）」とそれぞれ読み替えるものとする。

(指名停止等の措置の決定等)

第3条 指名停止等の決定等については、上天草市工事等請負及び委託契約等に係る指名停止の措置要領第9条から第14条に規定する指名停止委員会の審議を経て病院事業管理者がこれを行うものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。